

分収造林管理業務(第3期)委託契約書

愛知県（以下「甲」という。）及び（受託者名）（以下「乙」という。）は、次の条項により、分収造林管理業務(第3期)の委託に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 本契約は、甲と乙が相互に協力し、甲が旧一般社団法人愛知県農林公社から承継した分収造林契約に係る森林（以下「分収林」という。）における森林整備及び管理保全に係る業務を適正かつ円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公益的機能の維持発揮）

第2条 乙は、分収林が公益的機能を有し、県民共通の財産として甲が維持管理している公有財産であることを十分に理解し、第5条に定める委託業務の実施により公益的機能の維持発揮が図られるよう努めるものとする。

（信義誠実の原則）

第3条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（委託期間等）

第4条 本契約の委託期間は、2026年4月1日から2031年3月31日までとする。ただし、第14条及び第15条の規定に基づき乙が負担する義務は、本契約の終了後も存続するものとする。

2 本契約における事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲と実施条件

（委託業務）

第5条 甲が乙に委託する分収造林管理業務（以下「本業務」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（1）委託区域

委託区域は別添1「位置図」及び別添2「委託区域一覧表」のとおりとする。ただし、委託期間において分収造林契約が期間満了等により解約となった箇所は、解約日の翌日以降、本業務の対象とならない。

（2）業務内容

業務内容は次のとおりとし、その詳細は別添3「分収造林管理業務(第3期)委託仕様書」（以下「業務仕様書」という。）に定めるとおりとする。

ア 保育間伐、利用間伐

イ 間伐材の運搬

ウ 作業路補修

エ 森林経営計画の作成等

オ 森林整備に係る調査等

カ 木材の販売方法の提案等（販売は含まない。）

キ 分収造林契約地の巡視・保全

ク 補助金申請及び受領等

2 業務仕様書に定めるもののほか、委託期間における各年度の業務に関し必要な事項は、別途、年度毎に締結する契約（以下「年度契約」という。）で定める。

（甲が行う業務の範囲）

第6条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

（1）間伐材の販売

（2）旧公社作業道の維持管理の程度を越える大規模な改良・修繕

（再委託の禁止等）

第7条 乙は、本業務を一括して、又は本業務の主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部についてあらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、再委託を行う場合は、当該再委託先が当該再委託業務に必要な資格、許可及び認定等を受けていることを確認すること。

（貸与品等）

第8条 甲は、本業務の実施にあたり必要となる分収造林契約管理システム及び次の機器等を無償で乙に貸与するものとする。なお、貸与品の変更がある場合は年度契約に定める。

（1）ノートパソコン HP ProBook650 1台

（2）外付HDD I・O DATA HDJA-UT1.0W 1台

2 乙は、貸与品について適正に管理し、常に良好な状態に保たなければならない。

3 乙は、乙（乙が本業務の一部を委託した者又はこれに準ずるもの）を含む。以下第14条及び第15条において同じ。）の故意又は過失により貸与品を毀損し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復させ、又は必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物品と同等の機能及び価値を有する物品を購入し、又は調達しなければならない。

4 本条第1項の貸与は、事業年度毎に行うものとし、事業年度が終了したときは、貸与品を甲に返還しなければならない。契約の解除があったときも同様とする。

第3章 委託料及び補助金

（業務委託料）

第9条 甲は、乙に対し毎年度予算の範囲内で、本業務の実施に必要な経費のうち、補助金受領額を除いた額を業務委託料（以下「委託料」という。）として支払うものとする。

2 委託期間における各年度の委託料の額、支払方法、支払時期及び精算の取扱いその他細目的事項については、甲乙協議の上、年度契約で定める。

（委託料の額の変更）

第10条 委託料の額を変更すべき事由が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、額を変更するものとする。

（補助金）

第11条 乙は、森林整備等業務の実施において、造林補助金等の活用に努めなければならない。

2 乙は、愛知県補助金等交付規則及び森林造成等事業補助金交付要綱による補助金の交付申請等必要な手続きを行い、補助金を受領し、森林整備等業務の実施に必要な経費に充当すること。

第4章 委託業務の実施

(業務の実施)

第12条 乙は、本業務を行うに当たっては、関係法令、各種基準、本契約、年度契約及び業務仕様書に従って管理業務を実施するものとする。

(業務計画書等)

第13条 乙は、委託期間中の事業年度毎に、次に掲げる事項を記載した業務計画書を作成し、年度契約の締結後速やかに甲に提出するものとする。

- (1) 主任技術者等
- (2) 業務実施体制
- (3) 工程表
- (4) 実施方法

2 甲は、必要があると認めるときは、業務計画書の変更について乙と協議する。

3 乙は、業務計画書を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、本業務を実施するに当たり知り得た秘密を他に漏らし、又は本業務の実施以外の目的に使用してはならない。委託期間が満了した後においても同様とする。

2 乙は、別記1「情報セキュリティに関する特約条項」を遵守して情報セキュリティを確保しなければならない。

(個人情報の保護等)

第15条 乙は、本業務を実施するに当たり知り得た個人情報については、別記2「個人情報取扱事務委託基準」に基づき、適正に取り扱わなければならない。委託期間が満了した後においても同様とする。

(苦情・意見等への対応)

第16条 乙は、分収造林契約者等から苦情・意見等を受けた場合には、本業務に係る部分については速やかに必要な措置を講じるとともに、その内容について、甲に報告しなければならない。

2 甲と乙は、苦情・意見等を受け付けた場合には、協力してその対応に当たるものとする。

(緊急時の対応)

第17条 乙は、本業務の実施に関連して事故、火災、災害等の緊急事態が発生し、または発見した場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態が発生した旨の報告をしなければならない。

2 緊急事態が発生した場合には、乙は、甲と協力して事故の原因または被災状況の調査に当たるものとする。

第5章 業務実施状況等の報告

(施業地報告)

第18条 乙は、間伐の実施にあたっては、あらかじめ施業地の場所、実施面積、伐採予定期間及び間伐の種別を記載した間伐施業地報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の間伐を変更または中止する場合は、その内容を明らかにした変更報告書を甲に提出しなければならない。

(生産数量報告)

第19条 乙は、利用間伐の実施により間伐材を生産した場合、施業地の場所、樹種、材長、生産本数を記載した生産数量報告書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

(森林整備等業務進捗状況報告)

第20条 乙は、森林整備等業務について、業務区分毎に準備、測量、間伐等の作業量をとりまとめ、毎月10日までに前月末時点の業務進捗状況を甲に報告しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況を隨時確認するものとする。

(巡視等業務報告)

第21条 乙は、管理業務のうち委託区域の巡視及び境界保全について、実施日、巡視等の場所及び内容をとりまとめ、図面、写真等を添付して、毎月10日までに前月の実施状況を甲に報告しなければならない。

(業務完了報告)

第22条 乙は、毎事業年度の事業量、造林補助金等の実績について、根拠資料等を添付して、業務完了報告書を作成し、業務完了後速やかに甲に提出しなければならない。

第6章 契約の解除等

(業務の継続が困難となった場合の措置等)

第23条 乙は、本業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。

2 前項の場合には、甲と乙は、本業務の継続の可否について協議するものとする。ただし、協議を開始した日から60日以内に協議が調わない場合は、乙は、甲に通知することにより、契約の解除を申し出ることができる。

(契約の解除等)

第24条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止（以下「業務の停止」という。）を命ずることができる。

(1) 乙が関係法令、本契約及び年度契約の規定に違反したとき。

(2) 乙が関係法令、本契約及び年度契約の規定に基づく甲の指示に従わない、又は指示によっても業務内容に改善が見られないと認められたとき。

(3) 乙の経営状況の悪化又は不可抗力等により、乙が本業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

(4) 乙が第5章各条項の規定による報告等を提出せず、又は虚偽の報告をしたとき。

(5) 乙が違法行為を行った場合等、乙に本業務を行わせることが社会通念上著しく不適当と判断されるとき。

(6) 乙から前条第2項の申し出があったとき。

(7) その他乙に本業務を行わせておくことが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合において乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

(委託料の返還)

第25条 乙は、契約が解除されたとき又は業務の停止を命じられたときは、甲の定めるところにより委託料の全部又は一部を返還しなければならない。

第7章 不可抗力

(不可抗力発生時の対応)

第26条 不可抗力（自然災害、第三者による不法行為その他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。）が発生した場合には、乙は、甲に対して速やかに不可抗力が発生した旨を報告しなければならない。

(不可抗力による全部又は一部の業務実施の免除)

第27条 不可抗力の発生により本業務の全部又は一部の実施ができなくなったと認められた場合には、乙は、不可抗力により影響を受ける限度において本契約に定める義務を免れるものとする。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第28条 不可抗力の発生に起因して乙が本業務の全部又は一部を実施できなかった場合には、甲は、乙との協議の上、乙が実施できなかった業務に関する費用を委託料から控除することができるものとする。

2 不可抗力の発生に起因して甲に損失又は増加費用が発生した場合には、当該損失等に係る費用については甲が負担するものとする。

第8章 損害賠償

(損害賠償)

第29条 乙は、本業務の実施に当たり、故意又は過失により分収林の立木、間伐材又は貸与品を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲は、特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 乙は、前項に定める場合のほか、本業務の実施に当たり、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を甲に賠償しなければならない。

(第三者への損害賠償)

第30条 乙は、本業務の実施に当たり、乙の責めに帰すべき事由により利用者その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について甲が第三者に対して当該損害につき賠償した場合には、乙は、甲からの請求にしたがって直ちに甲が第三者に賠償した額を甲に対して支払うものとする。

第9章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第31条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、別に年度契約に定める場合にあっては、この限りではない。

(契約の変更)

第32条 本契約の締結後、関係法令の改廃、不可抗力その他特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、本契約を変更することができる。

(年度契約)

第33条 本契約に定めるもののほか、年度毎に定める必要がある事項については、別途締結する年度契約で定めるものとする。

(裁判管轄)

第34条 本協定に関する訴の管轄は、愛知県庁所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所とする。

(疑義についての協議)

第35条 本契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は本契約に特別の定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

令和8年4月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 大村 秀章

乙 (受託者住所・職氏名)

情報セキュリティに関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(規程等の遵守)

第2条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、愛知県情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(機密の保持等)

第3条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

- 2 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。
- 3 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲又は甲の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、序外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

(従事者への教育)

第4条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託時の特約条項遵守)

第5条 乙は、甲の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者にこの特約条項を遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第6条 乙が本契約による業務を遂行するために、甲から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託先事業者からの回収)

第7条 乙が、甲から提供を受けた資料や情報資産について、甲の承認を得て再委託先の事業者に提供した場合は、乙は、甲の指示により回収するものとする。

(報告等)

第8条 甲は、この特約条項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は隨時に報告を求めることができる。

2 乙は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

3 乙は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第9条 甲は、この特約条項の遵守状況の確認のため、乙又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査（甲による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001 等)の取得等の確認）を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第10条 甲は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第11条 甲は、本契約に係る乙の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、愛知県における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、乙はこれに従わなければならない。

別記2

個人情報取扱事務委託基準

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、愛知県における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者（乙の組織内にあって直接又は間接に乙の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。）の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出する。

(秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(従業者の明確化等)

第4 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、甲が必要と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

2 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

3 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(再委託の禁止)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含み、再委託先が再々委託を行うなど、二以上の段階にわたる委託を行う場合を含む。以下同じ。）するときは、あらかじめ書面により甲の承認を得るものとする。甲の承認を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。

2 乙は、甲の承認により個人情報を取り扱う事務を再委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、甲の承認により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

(目的外収集、利用の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資

料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。
また、甲の承認により複写し、又は複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。
(第三者への提供の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。また、甲の承認により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要なない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

(作業場所等の特定及び持ち出しの禁止)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。
(安全管理措置に関する事項)

第10 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために提供を受けた個人情報及び乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第11 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、甲の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲に証明書等により報告するものとする。また、乙が個人情報を削除又は廃棄するにあたっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。

(第三者等からの回収)

第12 乙が、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

(報告検査等)

第13 甲は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙に対して必要な報告を求め、隨時に立入検査若しくは調査をし、又は乙に対して指示を与えることができる。なお、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故の場合の措置)

第14 乙は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置（個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。

(損害賠償)

第15 乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。

(注) 1 甲は県の機関、乙は受託者をいう。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略すること。